

平成23年度 大阪府消費者保護審議会 議事概要

■日 時 平成23年9月15日(木) 10時01分～12時28分

■場 所 咲洲庁舎44階 大会議室

■出席委員 池田委員、加納委員、小牧委員、鈴木委員、惣宇利委員、高森委員、山本委員、吉田委員、飯田委員、稲垣委員、岡本委員、中浜委員、三上委員、安本委員、秋山委員、金谷委員、西田委員

(計17名)

■会議内容

1 開 会

○森府民文化総務課課長補佐 ただいまから大阪府消費者保護審議会総会を開催いたします。

本年は、4月1日に消費者保護審議会と消費生活苦情審査会を統合いたしましてから初めての会議でございますので、会長が選出されるまでの間、事務局において進行役を務めさせていただきます。それでは、開会に当たりまして、福田府民文化部長よりごあいさつ申し上げます。

○福田府民文化部長 本日は、お忙しい中、審議会にご参加いただきましてまことにありがとうございます。また、今回は、皆様方には委員就任をご承諾いただきまして本当にありがとうございます。引き続き、大阪府の消費者行政の推進に関しましてご理解、ご協力を賜りたいと考えております。

本審議会は、従来のおおさか府消費者保護審議会とおおさか府消費生活苦情審査会を統合いたしまして、4月に新たに設置したものでございます。本日は、統合後初めての会議開催となります。各委員におかれましては、これから2年間、消費者行政についての全般にわたる審議会として積極的なご審議をよろしくお願い申し上げます。

さて、消費者安全法の施行、消費者庁設置からはや2年が経過をいたしました。この間、大阪府におきましては、消費者行政活性化基金なども活用いたしまして、府消費生活センターの機能強化と市町村の相談窓口の充実に向けた取組みを進めているところでございます。

また、府消費生活センターにおきましては、中核センターとしての機能を一層充実させるため、大阪市と連携をさらに深め、大阪市の消費生活センター隣接スペースへの移転を現在進めているところでございます。

本日は初回ということでございまして、委員会等の委員の選任にあわせまして、大阪府における消費者行政の取組み状況についてもご報告をさせていただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、幅広い視点からご意見を賜り、今後の取り組みに役立てていきたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○森府民文化総務課課長補佐 委員の皆様には、9月1日付をもちまして、2年間の任期として委員委嘱をさせていただきました。これから2年間、よろしくお願いいたします。なお、前審議会委員の先生方につきましては、審議会統合前の3月末をもちまして解嘱とさせていただきましたが、前審議会会長でありました惣宇利委員につきましては、審議会の継続性を確保するため、4月以降も継続してございました関係上、9月19日までの任期でお願いしております。

次に、会議の成立についてご報告いたします。本審議会の委員数は18名でございます。本日は17名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、審議会規則第5条第2項に定める2分の1以上のご出席をいただいております。ここに会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議題

(1) 会長の選出について

- 山本府民文化総務課長 会長の選任についてお諮りをさせていただきます。会長につきましては、審議会規則第4条第1項の規定によりまして、学識経験者として任命された委員のうちから委員の選挙により定めることとされております。会長選任につきまして、委員の皆様のご意見を承りたいと存じます。
- 惣宇利委員 前保護審議会の会長をしておりました惣宇利です。この新規の会議からは保護審議会と苦情審査会が統合されます。大阪大学大学院高等司法研究科の池田辰夫先生は、この3月末まで苦情審査会会長をやっておられますので、その経験も踏まえて、この統合された新しい保護審議会の会長になっていただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 山本府民文化総務課長 ただ今、惣宇利委員から会長に池田委員をとというご推薦がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり) (拍手)

- 山本府民文化総務課長 異議なしということでございますので、池田委員、ご了承いただけますでしょうか。
- 池田会長 浅学非才の身でございますけれども、皆様方のご支援を得ながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山本府民文化総務課長 それでは、会長が選任されましたので、これからの進行につきましては、池田会長にお願いをさせていただきたいと思います。池田会長、よろしくお願い申し上げます。
- 池田会長 それでは、まず会長代理を選任することになります。これは、審議会規則第4条第3項に「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」ということになっておりますので、私のほうから会長代理を指名したいと存じます。
つきましては、山本委員、大変恐縮ですが、会長代理をお願いしたいと思っております。いかがでございましょうか。
- 山本委員 お受けいたします。
- 池田会長 ありがとうございます。一言、山本会長代理からここでごあいさつを。
- 山本会長代理 私は、この消費者保護審議会というのは初めての新人でございますが、会長代理と今ご指名いただきましたので、会長を補佐するという形で務めさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。
- 池田会長 それでは、どうぞよろしく願いいたします。

(2) 消費生活苦情審査委員会及び自主行動基準検討部会について

- 池田会長 それでは、議題2に入ります。新しい体制ということになりまして、審議会の組織的な大幅な機構改革ということもございまして、まず事務局から審議会の概要をご説明いただくということで、よろしくお願い致します。
- 森府民文化総務課長補佐 それでは、審議会の全体概要についてご説明させていただきます。
当消費者保護審議会は、消費者の保護に関する施策についての重要事項に関する事務を担当する知事の附属機関といたしまして昭和46年に設置されました。委員の先生方は、学識経験者、消費者代表者、事業者代表委員により構成されております。平成17年1月には、大阪府消費者保護条例の改正に当たりまして、盛り込むべき基本事項として、自主行動基準の策定などについて答申をいただいております。

一方、大阪府では、知事の附属機関として昭和52年に消費生活苦情審査会を設置しまして、消費者保護条例に規定するあっせん・調停なども行ってまいりました。

本年4月に今後の消費者行政の一層の充実を図るという観点から、消費分野のこの2つの附属機関であります消費者保護審議会と消費生活苦情審査会を統合いたしまして、2つの附属機関の事務を担う新たな消費者保護審議会となったものでございます。

この審議会では、苦情審査を通じて得た成果や課題などをこれまでのように別々に総会で議論するのではなく、消費者保護審議会総会場で消費者行政のほかの課題とも関連づけて広く議論していただける形となりました。消費者保護審議会には、審議会規則に基づき、あっせん・調停等を行う消費生活苦情審査委員会を設置するとともに部会を置くことができとなっております。消費生活苦情審査委員会と部会につきましては、引き続き事務を担当いたします消費生活センターの所長からご説明をさせていただきます。

○池田消費生活センター所長 まず、資料1の苦情審査委員会については、基本的には、大阪府や市町村の消費生活相談窓口に寄せられました苦情のうち解決が困難な事例であって、かつ府民の消費生活や府の消費者施策に影響を及ぼすような社会的・公益性のある紛争につきまして、あっせん・調停を行うものです。実績につきましては、大体毎年1～2件、1件について平均3回ぐらゐの開催回数により審議を進めております。

具体的手続ですが、あっせん・調停手続につきましては、臨時委員候補者として大阪弁護士会のほうから弁護士10名を推薦いただいております。その臨時委員候補者の中から事案ごとに臨時委員になっていただき、基本的には委員会委員と臨時委員のペアで事件ごとに委員長が指名することとし、あっせん委員は3人以内、調停委員は3人であっせん・調停手続を進めていただくことになっております。委員会におけるあっせん・調停の結果につきましては、委員長からこの消費者保護審議会に報告するという形になります。

次に、委員会の組織については、この審議会に設置することが規則第7条に規定されています。委員につきましては、審議会会長が審議会委員から指名し、従前の苦情審査会と同様に、学識経験者、消費者、事業者の三者で構成し、かつ臨時委員を効果的に活用して機動的運営を確保していくこととなっております。具体的には、あっせん・調停手続が中心になりますので、学識経験者4名、消費者代表2名、事業者代表1名という構成で予定しております。

続きまして、資料2自主行動基準検討部会についてでございます。平成17年に消費者保護条例で新たに設けられた制度でございます。事業者あるいは団体自身が、商品や役務などに関する広告などについての表示の方法や商品に関する情報の開示・提供など、みずからが遵守すべき経営方針などを具体的に策定するものです。事業者が自主行動基準を策定しようとするときは知事に届け出を行いまして、知事が適切と認めるときは、府の公報に公示するとともに、府センターのホームページに掲載することとなっております。

事業者のほうから届け出のあった自主行動基準の内容が消費者の利益の擁護及び増進を図るといふ条例の目的に合致しているかどうか。あるいは、その合致しない場合はどう改めていくのかといったことについてご審議いただくというのがこの自主行動基準検討部会の職務となっております。大体年2～3回開催させていただいております。現在の自主行動基準のホームページ掲載件数は346件、内訳は事業者団体が32、事業者が314となっております。

部会も消費者保護審議会の中に設置するものであり、部会の委員につきましては、これまでの審議会の部会と同様、学識経験者2名、消費者代表1名、事業者代表1名という4名で構成し、部会の委員と部会長につきましては、審議会の会長のほうから指名していただくこととなります。

○池田会長 苦情審査委員会は、ある意味、消費者トラブルの事後対応型、これに対して自主行動基準検討部会は、そういうことはないよという予防系の組織ということで、前会長の惣宇利先生の発案でできたものだとは承知をしております。ご質問があれば、どうぞ。

○吉田委員 弁護士の吉田でございます。あっせんというのはあっせん委員のほうで積極的に何か

解決案みたいなものを示し、調停というのは当事者の互譲ということになるのかなというようなイメージはわかるんです。ただ、調停でも積極的に調停委員のほうで調停案を示し、できるだけ調停成立に向けて努力するという事は間々行われておりますので、具体的な手続としてはどう違うのか、あっせんと調停の違い、手続の違いをご説明いただいたらありがたいんですが。

○池田会長 学問的にあっせんと調停の違いというのは非常に微妙なところがあります。ただ法律上はあっせんと調停を書き分けているところがありますし、調停はどちらかというと裁判所の調停、司法調停を割とイメージしているところが多い。我々は行政型のADRの中であっせんと調停をやっているわけですが、段階的にあっせん・調停は少し分けて使っていて、従前は、あっせんは割と拘束力のない、基本的にファシリテーターに徹するような感じで手続を進めるというイメージでとらえて、調停に乗せる場合には、調停案を示すということもありますが、もし調停合意が成立しない場合には、当該事業者の名称を公表するというような不文律のようなものを前提に動いておりました。基本的に調停のほうは相当きつ目だということです。あっせんの場合には事業者が出てこなくても余り制裁はないが、調停の場合には、出てこなければ出てこないということで事業者の名称を公表しますということを経営に運用を考えていたということです。

しかも、あっせんについては、委員人数は3人以内となっているわけですが、基本的には2名以内でお願いしており、平成22年の風呂設備リース契約の解約に係るあっせん事案は臨時委員1名であっせんをお願いいたしました。調停の場合には委員3名というルールですので、非常にしっかりした手続で進めさせていただいています。府の消費者行政の苦情審査会の中では、以上のようなことを踏まえて運用させていただいてきたところです。

○吉田委員 そうすると、調停の場合は、不調でも調停委員会が示した調停結果というのは、事業者名を出すかどうかは別として、こういう問題についてこういう調停案を苦情審は出しましたということは公表されているという理解でいいんですね。

○池田会長 ええ。大阪府のホームページを見ていただければ、調査報告書が全部出ています。もちろん、事業者の名称等は伏せておりますけれども。

○吉田委員 わかりました。ありがとうございます。

○池田会長 そのほか、ご質問、ご意見はありますか。

○高森委員 資料に「事件ごとに委員長が指名する委員が行う」とありますので、あっせんにするか調停にするかというのは、委員長が判断をなさるのでしょうか。

○池田会長 まさにそうですね。その場合の判断基準が何かというのはなかなかいいがたいところがあります。感覚的にとりあえずあっせんでやってみて、様子を見て、それで結果が出なければ次は調停に進みましょうかというようなこともあり、そんなふうに従前やっております。

○高森委員 あっせんで行ってくださいとか、調停にしてほしいですとかという希望などは一応考慮されてやっていらっしゃるのでしょうか。

○池田会長 苦情申し出は消費者側からであり、基本的には消費者側は弁護士さんがついていることがありませんので、あっせん・調停というのは全く色がついておりません。

ただ、吉田先生も所属されている大阪弁護士会の消費者保護委員会の皆様方が、これを一つの大きな消費者案件だということで被害者弁護団を組まれているというような場合には、基本的には調停でやってほしいという形で指定される場合もありますし、そういう形で何回か調停期日を重ねて合意成立に至ったというケースもございます。

それでは、次に、審議会規則の第7条第2項、第18条第2項の規定によりまして、委員会と部に所属いただく委員を会長が指名するという事になっております。委員会委員長と部会長につきましては、同規則の第7条第3項、第18条第3項の規定により、いずれも会長から指名するという事になっております。つきましては、これからそれぞれの所属いただく委員の名前を読み上げたいと思います。

まず、消費生活苦情審査委員会委員のリストでございますが、従前の関係もございまして、私、

池田が所属いたします。それから、稲垣晴美委員、大久保委員、岡本孝子委員、高森哉子委員、吉田実委員、西田賢治委員に所属をお願いいたします。

次に、自主行動基準検討部会委員でございますが、まず、従前からかかわってこられております小牧規子委員をお願いいたします。それから、金谷郁穂子委員、三上啓子委員、吉田実委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

消費生活苦情審査委員会の委員長については、一応従前からさせていただいていたということもありまして、当面私のほうでさせていただくということにしたいと思っております。委員長代理ですが、審議会規則の第7条第5項において、委員長が指名をするということになっておりまして、高森委員をお願いをしたいということで、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、自主行動基準検討部会の部会長については、先ほどの規定に基づきまして会長が指名するというので、前審議会委員で自主行動基準検討部会の委員も多年にわたって務めてこられました小牧委員に部会長をお願いしたいということで、どうぞよろしくをお願いいたします。

いずれも2年間の任期となります。

(3) 大阪府の消費者施策について

○池田会長 議題3の大阪府の消費者施策について、事務局から説明をいただきます。

○池田消費生活センター所長 資料3でございます。まず、組織・体制ですが、昨年度から本庁とセンターの両輪体制で消費者行政を進めております。消費生活センターでの相談、商品テスト、啓発業務につきましては、平成14年度から関西消費者協会に委託をして実施しております。

予算額については、3年間の推移をまとめております。当初予算額は活性化基金により増加しておりますが、基金を除いたいわゆる一般財源につきましては、約1億8,000万円程度で推移しています。

消費者行政活性化基金の執行状況でございますけれども、府総額14億5,600万円で、21年度から23年度まで3年間で府と市町村の合計で、約10億7,000万円を執行予定であり、平成24年度まで期限を延長いたしましたので、残り1年で4億円弱を有効に活用していきたいと考えております。

続きまして、事業内容について、相談から順次説明させていただきます。府消費生活センターも大阪府全体あるいは全国においても相談件数は減少する傾向にございます。22年度は府センターで約1万件、大阪府全体で約7万件という状況になっております。

相談方法の内訳は、電話相談が約9割という状況でございます。22年度の相談の特色は、総件数自体は減少している一方で、60歳以上の高齢者の相談件数が非常に増加してきており、こうしたことは全国的傾向でございます。内容的にはインターネット関連が相変わらず多く、昨年来の顕著な傾向としまして、未公開株や怪しい社債などといわれる悪質な投資商法が高齢者を中心に大幅に増加してきているというふうな状況になっております。具体的にはお配りしました「22年度の消費生活センター事業の概要」をごらんいただければと思います。

②の府内市町村の消費生活相談窓口設置状況については、週4日以上開設の市町村が28市、週3日以内が5市9町1村となっております。資料4には、各個別の市町村ごとの整備状況について、相談件数も含めてデータを紹介させていただいております。昨年度、能勢町と千早赤阪村につきましても、消費生活相談窓口が開設されましたので、大阪府全体で窓口未設置の市町村はこれではなくなりました。今年度に入りましても、いわゆる法基準の窓口開設週4日以上が2市増え、徐々に整備が進んでいる状況です。

ただ、開設日が週3日以下、あるいは専門相談員がいないなどの非常設の相談窓口があり、府としても、まだまだ補完サポート機能が求められており、さらに、市町村の相談に対する専門的な支援を行うため、高度化・専門化ということも府の相談窓口の今後の機能として求められると考えております。

今年5月には、新聞4大紙の掲載広告により、市町村の相談窓口を府民の方々に周知する取り組みも進めました。

以上が府内市町村の消費生活相談窓口の設置状況でございます。

資料3に戻らせていただきます。③の商品テストは、相談の技術相談というふうなイメージで考えていただけたらいいと思います。平成19年度からATCの大阪市のセンターに商品テスト室を設置して、大阪市と共同運営により実施しております。技術相談とテストの件数は、ほぼ横ばいであり、内容的には被服関するものが半数以上となっております。

(2)啓発事業については、府が実施する啓発として、戦略化・重点化ということが課題になっております。特に府では被害に遭いやすい高齢者の方々や若者を対象として重点的に取り組んでおります。広域的な啓発としては、先ほどの新聞広告もございますが、①消費者への情報提供ということで、府の広報紙の「府政だより」を活用いたしまして、昨年度も高齢者向けに10月と3月の2回、若者向けに7月の1回、誌面見開き2ページの特集啓発を実施しました。今年度も10月号の「府政だより」で高齢者向けの特集啓発を実施する予定です。

高齢者向けの啓発としましては、②のくらしのナビゲーターの養成・派遣を実施しています、市町村の老人クラブや自治会などへの出前講座というようなイメージです。大阪府の養成させていただきましたくらしのナビゲーターは今現在163名であり、市町村を通じて派遣し、平成22年には14市町で152講座、7,000人近い受講者に対して啓発を行いました。

若者向けとしては、夏休み若者向け集中啓発講座を、特に高校生を対象として5日間で開催し、822名の参加がありました。また、大学生による消費者教育事業は、大学生のサークル等が大学祭などの場で啓発を行うというもので、5大学、871人参加がありました。

(3)の関係法令に基づく悪質事業者への指導・処分については、昨年度、特商法に基づく行政処分を3件実施いたしました。事業者は広域に府県をまたがって営業することもございますので、消火器の訪問販売業者について近畿6府県が合同で処分を行うとともに、近畿経産局、兵庫県と連携しまして、リフォーム会社に対する処分を行いました。さらに、大阪市と合同調査によりまして、若者をねらったキャッチセールスを行っていた事業者への処分も実施しました。手続的には、事実調査も含めてかなり作業があり、処分を実施するためにはかなりの時間がかかるということもあり、処分件数は、年3～4件程度となっております。

今後とも、悪質事業者への指導・処分については、法に基づく権限は府にしかございませんので、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

(4)及び(5)につきましては先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

(6)の中核センターとしての市町村支援の取り組みとしては、法律相談と共同事例研究会を弁護士会のご協力を得ながら実施するとともに、市町村の職員や相談員の研修実施、相談員の養成、相談員のレベルアップ事業などにより、市町村相談窓口への支援などを行っております。

また、情報ネットワークとして、大阪府独自の消費生活相談員の方々の情報交換用のウェブサイトを設置し、市町村や府の相談員さんが情報交換をしていただくシステムを運営しているところでございます。

こういった形で、ソフト、ハードの両面で市町村への支援、特に相談関係の機能への支援を行っており、今後もこうした市町村支援が1つの大きなポイントだと考え、取り組んでまいります。

(7)は消費者庁と消費者安全法ができたことに伴い、庁内関係部局の連携体制をつくりまして、消費者事故通知に取り組んでおります。昨年度の重大事故通知件数は、府1件、市町村8件となっております。

最後に、(8)の消費者活動の支援については、消費者研究発表大会を毎年実施し、約20団体400人程度のみなさんに参加していただき、情報交換や研究研さんの場としていただいております。消費者月間に実施している消費者フェアにおいても、消費者団体に実行委員会形式で参加していただいております。行政、消費者団体、事業者団体と協働での取り組みを進めてきております。

○中浜委員 消費者教育の重要性と、消費者自らが自立して行動していかなければならないなという事は日々、消費者行政と一緒に団体に活動していて痛切に感じております。消費者教育に力を入れているくらしのナビゲーターの講座を先日募集されていましたが、やはり消費者教育に関しては地域的にすごく差があるのではないかと思います。相談窓口が週1回しかないとかいう市町村へナビゲーター等に行っていただくほうがいいのではないかなという声も聞かれます。あと、宣伝をもうちょっと行き届かせないといけないのではないかなという声も聞かれました。

もう一点、悪質事業者への指導ということについて、貴金属の強引な訪問買い取りの被害等が多発しております。こういった業者等は特定されているのか、指導や窓口でどんな処理をされているのかお聞きしたいと思います。

○池田会長 説明をお願いします。

○池田消費生活センター所長 1点目のナビゲーターについては、まだ14市町村でしか活動されていないということがございましたので、今年度、新たな取組みを進めております。高齢者の方々が被害に遭う機会が多いことから、府域全体の老人クラブの関係団体や介護関係の事業者団体などへの周知と、市町村ごとにもそういった老人介護関係の団体などがございますので、その辺にも働きかけ、高齢者を見守る方々をターゲットにしながら、こういった制度がありますので活用してくださいということを、各市町村にもいろいろ働きかけをしております。少しずつ実績が上がってきており、この活動を今年1年間はずっとやっていきたいと考えています。

もう一点の貴金属の買い取りということにつきましては、消費者庁でも研究会を設けて、法規制について検討されています。消費者ではなしに個人が業者に売る行為ということなので、特定商取引法や消費者保護条例などが想定していなかった事案であり、法の隙間になっています。そのため、国では、特定商取引法の改正も含めて、近々方向性を出されると聞いていますので、そういった動きを踏まえながら府としても対応していきたいと考えており、個別の相談につきましては、その都度、できることはやっていこうということで対応させていただいています。

○池田会長 よろしいですか。

○中浜委員 どうもありがとうございます。悪質な業者はいろんな地域を点々と回っているみたいで、まだまだ至るところに蔓延しているので、またいろいろ教えていただければと思います。

○池田会長 ありがとうございます。弁護士会でも今、相当、このあたりについて動かれていますと聞いています。

○吉田委員 消費者庁で今研究会を立ち上げておられますが、弁護士会でも特定商取引法のそういった隙間について、法改正に向けてシンポジウムを開催したりということをしつつあります。

○池田会長 さらに、ご質問、ご意見がありあましたら、どうぞ。

○稲垣委員 大阪府内で消費生活相談窓口の未設置がなくなったのはいいことですが、相談窓口の充実というところが一番大事だと思うんですね。貴金属の買い取りやその他のいろいろな苦情を拾い上げるのはこういう相談窓口なんです。それらを分析して広く周知、広報していかないと被害がなくなるわけなんです。根本的な各相談窓口の充実がどこまでなされているのかというのが我々としてはすごく心配なところなんです。

人口が多くても相談窓口の開設日時が少ないとかいろいろあって、府センターでの受付相談件数が多いところがあるんですね。そういうところに対して、例えば一つのところで難しければ、広域でどこかの地域のセンターがメインになって受け付けていくとか、そういう整備は、中核センターとして大阪府では今どうされているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○池田会長 いかがですか。

○山本府民文化総務課長 ありがとうございます。私どもの思いも全く同じところでございまして、これからより頑張らないといけないと思っております。

消費者庁が発足した際に消費者活性化基金ができたんですが、これは、3年間の時限で消費者行政を飛躍的に発展させようじゃないか、そのためにはその窓口を充実させるということが最も

大切なんじゃないかということで、市町村の取組みを支援していこうというのが発端だと伺っております。

大阪府におきましても、各市町村は本当に財政状況が厳しい中ではございますけれども、何とかこの基金を活用してできないだろうかと、協力要請などを行ってまいりまして、平成22年度、23年度で、時間の延長や開設曜日の増などを実施した市町村が複数ございますし、22年度中に何とか全市町村におきまして窓口開設にこぎつけたというのは大きな動きだと思います。

ただ、開設時間や開設日もばらばらですし、法基準を満たさないが専門相談員の方がいらっしゃる相談窓口がある一方で、専門相談員がいない相談窓口もございまして、実質的には市の職員などの方々に担当していただいていると伺っております。

このあたりのところを今後どう充実をしていくのか。その一つの解決策として、今委員もおっしゃっていただきましたように、市町村ごとの連携ができないのかというようなことも含めて、働きかけをさせていただいているところです。いろいろな市町村の事情もございまして、今のところ実現には至っておりませんが、今後とも引き続き、取組みを強めていきたいと考えております。

○池田会長 官のほうで全てという時代ではなくなり、市民が引っ張っていくというような流れができていの中で、府の消費者行政に関してもNGO、NPOなどの民の力を結集しながら、むしろあるべき方向をどんどん、どんどん先取りしながら具体化していくということができればと思います。貴重なご指摘をありがとうございます。

○高森委員 資料3に相談件数が載っておりますが、相談件数が全体として減少しているのは数年来の傾向なのでしょうか。学生は結構悪質商法の被害に遭っております。社会経験が乏しいから悪質商法にひっかかるわけなんです、ひっかかっても相談しない。特に学生は親に知られるというのを物すごく嫌がっておりまして、被害金額が数百万だといったら相談するとは思いますが、数十万円ぐらいだと「ひっかかった自分も悪いんやから」という、変に自己犠牲が働いて相談しない学生をかなり多く見ており、この相談件数に上がっていない被害がかなりあるのではないかなと思っております。そこで、相談件数がどのような原因で減少していると分析なさっているのかということも教えていただきたいと思っております。

○池田消費生活センター所長 府の相談件数で見るとは約1万件前後で推移しているんですが、全国的に、あるいは府全体で見ると、ここ数年はやはり減少する傾向にあります。架空請求がとて多い時期がありまして、そこからはずっと減少していますので、そういったことが一つの要因かと思っております。

年代別でみると、60歳、70歳は確かに増えていますが、若者は減ってきており、確かに顕在化していないところがあるのかなと思います。そういう意味もありまして、府のほうとしても特に若者や学生に対しての啓発に取り組んでいます。例えば、昨年度は、大学生による消費者教育事業を行いました。今年から大学生に加えて高校生に対しても広げ、クラブやサークルなどで若者自らが啓発をするという取り組みを行っております。

まだ事情とかがわからない中で被害に遭わないよう、若者に対して、相談件数は少ないんですけども、重点的に啓発を進めていくことが大事であると考えております。

○惣宇利委員 私は、関西消費者協会の理事長もやっておりますが、協会では相談業務とテスト業務をやっております。今のご質問に関係して言いますと、小・中・高でも、いわゆる広い意味でのインターネットや情報系などの問題が増えています。この問題での今までには見られなかった現象は、親より子供のほうが詳しく、詳しいはずの子供が、今度はプロの相手に負けてしまっているという構造があります。親御さんは、「子供が10万円払わないとあかんけど、何とかしてほしい」などの形で来られますが、その中身についてはほとんどわかっておられません。子供は学校へ行っているから来られないため、相談が相談の形にならない。電話の場合でも、「お父さん、お母さんに言ってもわからないので、お金だけ払ってくれたらええんや」というような形で家庭

内不和のようなことになっており、一般に商品を買って、色が落ちただとかなどの、親が見ても、子供が見てもわかるような形の売り手と買い手との不都合というような問題ではなく、内容そのものについて、売り手だけが一番技術的によくわかっていて、買い手のほうは家庭内分裂を起こしているというような情報化社会の問題が非常に顕在化してきています。これは消費者教育で一生懸命やらないといけないと思いますね。そういう意味では、小・中・高・大学での教育をもっと真剣にやらないといけないのではないかとするのは現場からの感覚でございます。

○池田会長 現場での本当に貴重なご指摘、ご意見をありがとうございます。消費者教育については、特に司法制度改革の中でもかなり重要と意識され、実際に動き始めていると思います。20歳ぐらいになって、未成年の取消権が行使できないというあたりが一番危なく、例えばエステ関係などの数百万円の契約をさせられて非常に困った状態になってようやくわかるケースもあり、確かに、年齢が低い、あるいは20歳前後のあたりの消費者教育が非常に重要だろうと思います。今後とも、府の消費者行政としてできることがどんなことがあるかなどを洗い出しながら、このあたりも少し深めていければと思います。

それでは、次の平成23年度の重点的な取組みについて事務局からご説明をお願いいたします。

○森府民文化総務課課長補佐 本年度の取組みについて、資料5に基づきましてご説明させていただきます。

この資料5は、本年度の重点的な取組みとして、その考え方と具体的な内容をまとめたものです。近年府内で発生する消費者被害も複雑化・多様化している状況にあります。こうした状況に対応していくために、府と住民に身近な窓口である市町村がそれぞれの役割を發揮して、互いに連携して取り組んでいかなければならないと考えております。

それでは、府の役割は何かといいますと、平成21年9月に消費者庁の設置と同時に消費者安全法という法律が施行されましたが、この法律で都道府県の役割が明記されました。具体的には、府は、市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とする相談、苦情処理、あっせんを行うこと。消費者事故状況、動向を把握するための専門的な知識、技術を要する調査、分析。市町村の区域を超えた広域的な見地からの情報収集、住民への提供。市町村相互間の連絡調整、市町村に対する技術的援助などを行うものと明記されました。

大阪府におきましては、このような状況を踏まえまして、大阪府の役割として市町村の支援や悪質事業者対策など、市町村の中核的消費生活センターとしての機能をしっかり果たしていくための取組みを消費者行政活性化基金や昨年度急遽交付されることとなりました住民生活に光をそそぐ交付金などを活用して展開しているところでございます。具体的には、4つの柱によって事業を展開してまいります。

1つ目が、中核的消費生活センター機能強化のための基盤づくりの推進です。これは、府の役割である市町村支援や事業者対策を今後強化していくため、本年度ATCへの移転によって大阪市との連携強化策の推進に取り組みまして、中核的センターとしての機能を強化していくための基盤づくりを図っていかうというものです。

2つ目が、住民に身近な相談窓口充実等に向けた効果的な市町村支援の推進です。平成24年度に最終年度を迎えます府消費者行政活性化基金などを活用し、市町村への効果的な情報提供、アドバイスなどをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

3つ目の柱が、戦略的・効果的な消費者啓発・教育の推進です。これは、先ほど先生方からも消費者教育は重要だということでご指摘いただきましたが、大阪府は住民に身近な市町村とともに広域自治体として悪質商法の被害に遭いやすい高齢者や若者への啓発に重点的に取り組むとともに、そうした高齢者や若者と関係の深い機関や団体などと連携を強化していくことにより、効果的に情報発信や啓発を推進していきたいと考えております。

最後の4つ目の柱が、悪質な事業者への対策強化に向けた取組みの推進でございます。悪質商法から府民生活を守るために、これまで悪質事業者に対して訪問販売などを規制する特定商取

引法をはじめとした法に基づく行政処分や行政指導を行ってまいりましたが、それとともに悪質事業者にかかわる情報収集や悪質商法に関する事例情報を効果的に発信するなどしまして、市町村の皆さんや関係機関と連携した事業者対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

この4つの各事業の柱ごとに具体的な事業の内容について簡単にご紹介したいと思います。

1つ目の柱の中核的消費生活センター機能強化のための基盤づくりの推進につきましては、消費者行政の分野におきましては、大阪府と大阪市は平成19年度から共同啓発冊子の「くらしすと」の発行や、市センター内に設置いたしました商品テスト室の共同運営、合同チームによる事業者指導の実施など、府市連携による取り組みを他分野に先駆けて実施してまいりました。

こうした実績などを踏まえまして、大阪市とのさらなる連携を進めることによって府の中核センター機能強化を図ってまいりたいと考えておりまして、本年度、府消費生活センターをATC内の大阪市消費生活センターに隣接したスペースに移転し、必要な施設整備や府民への集中的な広報を実施してまいりたいと考えております。

今回の移転によりまして、府として、情報収集力や事案対応力を図り、事業者対策や市町村相談窓口の支援、府民への注意喚起などの取組みを強化してまいりたいと考えております。

具体的には、施設につきましては、事務室、研修室、相談コーナー、事業者指導等のスペース、団体コーナーなどを整備してまいります。スケジュールといたしましては、ただいま実施設計を行っておりまして、2月までに改装工事、3月ごろに移転を予定しております。

移転後の取組みとしましては、施設が隣接するメリットを活かしまして、大阪市との連携事業の強化を図ってまいりますとともに、その成果を存分に活かしまして、府の役割であります市町村窓口支援のための取組み強化、それから収集情報を活用した広域的・戦略的な啓発と迅速な注意喚起情報の発信、また専門的・広域的相談に対応できる体制の確保、そして消費者団体の皆さんとの協働・連携による府域の消費者力のアップに向けた取り組みなどをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

なお、現在実施しております相談、商品テスト、啓発事業につきましては、事業者選定の手続の透明性確保を図るとともに、民間からの提案などを活かすことなどをめざしまして、平成24年度からの委託事業者につきましては提案型の事業者公募を実施したいと考えております。

次に、残る3つの柱について、具体的な取組み内容をご紹介させていただきたいと思います。表中には財源を表記しております。消費者行政活性化基金は「(基金)」、そして住民生活に光をそそぐ交付金については「(光)」と表記しておりますので、ご参照ください。

住民生活に光をそそぐ交付金は、昨年後半に急遽国におきまして交付が決定した財源でございまして、年度末に各都道府県と市町村に配分されまして、今年度限りの交付金として活用しているものです。

それでは、3本の柱について、具体的な内容をご紹介させていただきます。

まず、住民に身近な相談窓口充実等に向けた効果的な市町村支援の推進ということですが、大きく分けて2つの方策によって支援を実施してまいりたいと考えております。1つは、消費者活性化基金を活用した市町村全般の支援です。消費者行政活性化基金ということで、センター機能の強化、相談員の研修支援、啓発事業等のメニューが決まっておりますが、そういった事業計画を市町村に作成していただきまして、活性化基金を通じまして地域における取り組みをしっかりとさせていただこうというものです。平成23年度は、能勢町を除く42市町村に交付が決定しております。

次に、相談事業における市町村支援です。これは、研修マニュアル作成などを行いまして、それらを提供することによって直接支援をさせていただく内容と、府自身が高度化・専門化することによって市町村の支援を図るものという取組みです。研修マニュアル作成などによる直接支援といたしましては、昨年度に引き続き市町村相談員のレベルアップを図るための研修や相談員養成事業を実施いたします。それから、弁護士会のご協力をいただきまして、共同事例研究会や法

律相談、それから先ほどご紹介いたしました住民生活に光をそそぐ交付金を活用しまして、消費生活相談窓口が非常設である市町村におきましても、例えば総合相談窓口の職員が消費者問題に関しまして相談を受けたときに、基礎的な対応をしっかりとできるよう実践的な相談マニュアルを作成したいと考えております。

次に、大阪府自身の高度化・専門化による市町村支援としましては、22年度に引き続き府内相談員専用の情報交換ホームページを運用いたしますが、さらに機能強化を図ってまいりたいと考えております。そのほか、府相談員を対象としました高度化・専門化研修なども実施しております。

それとあわせて、まず府民の皆さんに、自分たちに身近な相談窓口を効果的に知っていただくということで、先ほどご紹介をいたしました新聞広告（4大紙）による相談窓口の周知も行っております。

次に、3つ目の柱の戦略的・効果的な消費者啓発・教育の推進ですが、これは被害に遭いやすい高齢者と若者という2つの分野に重点を置いた取り組みを行うというものです。

高齢者被害防止につきましては、高齢者は特に情報が届きにくい状況にある方々が多いという状況にありますことから、その高齢者の方を見守る方々と連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、高齢者向けの啓発を担うナビゲーターの活動の場を開拓するための事業を実施しまして、高齢者向け啓発講座を活発に行ってまいりたいと考えております。

今年も引き続き「府政だより」を活用しまして、高齢者向けの事例情報の発信などを行ってまいります。来月10月号の掲載を予定しておりますので、またご覧ください。

そして、もう一つのターゲット、若者被害防止対策。これは先ほどから非常に重要だご意見をいただいておりますが、昨年度に引き続きまして、大学生などが学園祭などで行います寸劇などによる消費者啓発事業を行ってまいりたいと思います。また、教員への消費者教育研修ということで、教育研究会などへの講師の派遣やテキストの提供などを行ってまいります。

最後の柱、悪質な事業者への対策強化に向けた取り組みの推進でございますが、これは法に基づく行政処分や行政指導をしっかりと行うとともに、市町村の皆さんや関係機関と連携した事業者対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。そのために、光をそそぐ交付金を活用いたしまして、市町村の皆様に消費生活相談窓口で事業者対策などに活用していただけるようなマニュアルの作成に今取り組んでいるところです。

また、事業者は市町村や都道府県区域を越えて活動することから、近隣各府県との広域的な連携や、大阪市をはじめとしました府内市町村との連携強化による効果的な事業者対策の推進ということにも取り組んでまいりたいと思います。

これらの事業を通じまして、複雑化・多様化する消費者被害の府域全体の対応力の向上に広域自治体として取り組んでまいりたいと考えております。

○池田会長 非常に盛りだくさんの内容について一括してご説明いただいたところですが、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

○三上委員 相談、商品テスト、啓発事業については事業者公募の予定だということをおっしゃいましたが、その事業者の範囲というのを具体的に考えていらっしゃるのかどうか。

漏れ聞いたところによりますと、大阪府は相談、啓発、商品テストの各業務を分断して入札するとのことですが、この件は広報も意見募集もされていない。今年度、事業者公募の選定委員会などをつくられると思いますけれども、具体的にどのような範囲を想定していらっしゃるのか。営利企業が入ってくるというようなことになると、P I O - N E T 情報の問題も出てきますし、相談者自身の個人情報、非常にセンシティブな問題も情報として聞いてしまいますので、一定程度要件を決めていらっしゃるんだったらその要件、それから今から決めるのであれば、最低どんなどころというようなものを具体的に示していただきたいなと思います。

○池田会長 それでは、よろしくお願いたします。

○山本府民文化総務課長 公募に関する事ということ、一括してご報告させていただきたいと思っております。

事業者公募をさせていただこうと思っておりますのは、一つは透明性の確保ということでございます。今、大阪府では、行政と民間が多様な形で連携をして公共サービスを提供していくという考え方のもとで、市場化テストでありますとか、さまざまな公募の手法によりまして事業者の選定、委託という形で、公共と民間が連携をしてやっていこうという取り組みを進めているところでございまして、例えば、自動車税の督促事務や各種許可申請の受付事務など、かなりセンシティブな業務についても民間の事業者の方と連携をしてやっていこうということで取り組んでいるところでございます。

今年度、事業者公募をさせていただこうとしている中身につきましては、今、担当部局と議論をしているところですので、まだ明確に固まったものではございませんが、私どもは、相談、商品テスト、啓発はやはり一体のものだろうという思いは強く持っております。

特に、相談と商品テストは相談があって初めて商品テストが成り立つものでございますので、それを分けるというのは論理的にもおかしな話でございますし、相談から受けたさまざまな住民の方々が困っていらっしゃる中身や社会的に問題になっております事案などを前提に啓発をしてまいりますので、やはり分ちがたいものであると、私ども事務局としては思っておりますので、今後そういった思いを踏まえながら、庁内で議論をしていきたいと考えております。

あと、公募の方式でございませけれども、今、私ども事務局で考えておりますのは、提案型公募です。これは価格重視というよりは内容重視でございまして、法律上の範疇としましては随意契約のほうにジャンルされるものであり、まずはその中身に着目をして事業者の方を選定していこうというものでございます。いろいろ先生方のご懸念は私どももよくわかります。その辺を踏まえながら制度設計を具体的にやっていこうと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○池田会長 そのほか、何かありましたら、どうぞ。

○岡本委員 大阪府消費生活センターの機能強化というところでご説明がありましたが、隣に大阪市の消費者センターがあり、随分と、来年度からは性格的にも大阪府の消費生活センターは変わっていくのかなというところを考えたのですけれども、名称は変わらないのでしょうか。

それから、夏休みには消費生活センターに高校の生徒さんが大勢見えて、いろいろと学習をされておりました。ただ、非常に熱心な先生だからこそ高校生への消費者教育をされているのかなと思いますと、大阪府の教育委員会との相談になってくるかと思うのですが、学校のカリキュラムの中に消費者教育というものを入れられないのだろうかというのを少し思っております。

それから、関西消費者協会さんと今のところは随意契約という形ですが、消費者団体といたしましても、いろいろと関西消費者協会さんのノウハウだとかお力をいただいて活動しているのが現在でございまして。来年からはこの消費者啓発についてはどんなふうになっていくのかなというところも懸念として持っておりますので、教えていただけたらなと思っております。

○山本府民文化総務課長 名称の関係でございまして、都道府県の場合は法律上定まっておりますので、現在の名称で引き続きいこうと考えています。

次に、教育委員会との連携につきましては、活性化基金の活用の中身を議論する中でもいろいろと議論をしております。学校現場では大変カリキュラムがきつくなっておられて、なかなか入り込む余地がないというような現場の声もお聞きをしておりますが、委員におっしゃっていただいたような観点で取り組んでいきたいと思っております。

啓発の関係でございまして、今回、委託事業者を公募させていただくに際しまして、こういう事業について公募しますなど、その中身を紙に書かないといけないんです。大阪府とその事業者との関係をきちんと紙に書いていかないといけないということになりますので、その中で啓発についてどうしていくのかということについても、しっかりと明らかにしていきたいと思っております。

○池田会長 さらに何かご質問がありましたら、お願いします。

○鈴木委員 質問というよりも要望になるかと思うのですが、先ほど惣宇利先生から、親が子供のトラブルの状況についていけない状況があるというご指摘があったと思うのですが、それは実は相談員の方に対しても全く同じことが言えるわけです。一昨年来、高校生にヒアリングしておりますと、特にインターネットコンテンツに関する言葉が通じないということが高校生から、意見として出てくるんですね。

「私は多分だまされたと思っているし、お金を取り返したいので電話で相談をするんだけど、私が言っていることが相手に通じないんだ」と。それで、あきらめてしまうんですね。大人に言っても無駄だと思ってしまうと、高校生は自分で取り戻そうとして、報復活動に出るわけです。「だまされた分をゼロに戻すんだから、相手をだましてもいいだろう」というような感覚で、非常にモラルが低くなっていくわけです。だまされるほうが悪いというような感覚を持ちやすくなるというところで、非常に懸念しているんですが、そうした相談もこれから増えてくるであろうし、今、現在も歴然として問題は起こっているわけです。それに対しての相談窓口の方たちのスキルアップや研修などが必ず必要になってくるだろうと考えております。

また、法律が整備されていないところで消費者が不利益をこうむっていることもあるんですね。金額が低かったりすると、まず返ってくるのは、ほとんど無理ということになるわけです。3,000円以下だったりするんですが、実際、中学生や小学生がそうした被害に遭っており、お小遣いを巻き上げられているわけです。広く薄く悪徳業者に吸い上げられているんだろうなと思いますと、そういう実態を把握する努力や、それに対応するための法的整備をどうしていったらいいかということがこれからとても大事になってくるだろうと思います。もちろん、教育も予防的な部分としては大事ですが、せっかく相談をしているのにそれが通じないというところをとにかく解消していかなければならないだろうと思っています。

もう一点は、教材を行政でもつくっていただいている、中学校や高等学校に配付して下さってはいるんですが、私は「送りつけ商法」と呼んでいるんですが、活用されていません。非常に使い勝手の悪い形で送られてきている可能性もありますし、そのこと存在を十分に認知されていない実態というのがまだまだあるんだろうなと思います。

昨年、高校の先生たちを対象に調査をさせていただいたんですが、高校であれば家庭科や社会科を中心に消費者教育が行われなければならないんですけども、行っていないケースというのも見受けられますし、そういうところで出前講座であったり、啓発資料や教材がほとんど使われていないということが把握されております。うまく結びついていく、実効力のある形につながっていくような手だてを打つ必要があるだろうということを感じております。

もう一点、子供に向けての消費者啓発だけではなくて、その背景にいる親も含めて、親子ともども啓発していただければ非常にありがたいと思います。相談する人が親で、契約当事者が子供というケースも非常に増えているわけです。親が気づいて相談に行くということもあるわけですし、親子の意識そのものを変えていくということもとても大事になってくると思いますので、例えばPTAなど、親子がともに学べるような場をふやしていただければと思います。

○池田会長 非常に貴重なご意見をありがとうございました。

○池田消費生活センター所長 今、先生のご指摘のあった件ですけども、実は府センターと教育委員会との連絡会議においても、今、言われたような問題が指摘されていまして、保護者やPTAに対する啓発が欠けているんじゃないかということで、今後考えていきたいと思っています。

啓発自体につきまして、我々は送る際に、一応アンケートをとっており、うまくフィードバックしてそれらを活かせるように、今後とも努力していきたいと考えています。

それと、もう一つは、啓発講座や出前講座などを行っていますが、それらが余り先生方に届いておらず、その存在すら知らないということも聞いていますので、もっと効果的にそれらを周知し、教育委員会や市町村に今の既存のツールをもう少し幅広く利用していただけるような工夫もしていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

相談員のレベルアップ、いわゆる専門化については、今後、府として、そういう面からの強化を目指していきたいと考えております。

○池田会長 ありがとうございます。では、加納委員、どうぞ。

○加納委員 関西大学の加納です。社会福祉が専門です。高齢者については、戦略的・効果的などという項目のところで高齢者被害防止対策を挙げていただいているんですが、実に現状は課題が山積してきています。今、相談という機能に光が当たって、連携であるとか、府と市町村の役割分担等がいろいろと議論されてきたところですが、実は、先ほど子供の話もありましたが、相談に行く人を対象としているだけでは消費者問題というのは解決しないということです。つまり、窓口へ行く人はいいんですね。行けない人や高齢になってひとり暮らしが増え、そして徐々に判断能力が低下していくという状況になったときに悪徳業者の餌食になるということがあるわけであり、そうした方たちが、市町村で相談窓口を開いたとしても、窓口にたどりつくかどうかという大きな問題があります。ですので、相談のデバイスというかツール、方法論などをもう少し根本的に考え直す、そのためのソフトを考え直すというのが重要なことだと思います。

その一つのヒントとしては、福祉ではリーチアウト（reach out）している相談員、ワーカーたちがたくさんいます。リーチアウトというのは、窓口で待っているのではなくて、地域のひとり暮らしをしているお宅へ訪問している人たちです。府でも、例えばコミュニティーソーシャルワーカーというふうな名前で、あえて地域で活動する、リーチアウトしていくというような人たちがおられます。そういったリーチアウトしている相談員との連携をどうつくっていくかということが消費者相談の今後の一つの重要なソフトの開発ではないかと感じました。

教育委員会との関係が出ておりましたが、福祉の分野でも具体的な実践レベルでの連携による事例検討会や政策次元でのシステムづくりでの協議などが二本立てで要るかなと感じています。

○池田会長 きめの細かさという点について、今後深めていく必要があるというご指摘、ありがとうございます。時間が来てしまいましたが、特に今日まだご発言いただいております。

○飯田委員 4つほど申し上げたいんですが、1つは先ほども出た契約の見直しの件です。透明性を高めるということは必要だと思いますが、それが先ほどの説明にあった方式でないといけないのかという点は考え直す必要があるのではないかと思います。その透明性を高めるということを優先するがゆえに、そもそも実現しなくてはいけない消費者行政の機能強化が失われてしまっただけは元も子もないというふうに私は思います。そういう点では、この契約の方式というのは非常に重大な疑義があると思います。10年前に相談業務を協会に委託をするときにも、相談業務の専門性を一層向上させ、かつ効果的な運営を行っていくために、消費者問題に関する専門性、ノウハウを有する団体に業務を委託することを考えていますというふうに明言しているわけです。それをあえてこういう方式に移行することで本当に透明性を高めることができるのか。こういう検証が何らされないまま、いわゆる契約方式のあり方だけで判断されるというのは、問題があると申し上げておきたいと思います。

2つ目は、ATCへの移転の問題です。府に対する相談件数が1万件あって、そのうちの600件ぐらいが実際に天満橋のセンターに直接いらして相談をされているわけです。その人たちが、本当にここまで来るのか、あるいは利便が確保できるのかという点は考えなくてはいけないことだと思います。

3つ目ですが、単に消費者相談窓口に来た相談だけが消費者被害の問題ではないというのが明らかになったと思います。いろんな窓口で得た情報を連携してきちっとしかるべき対応をするところを集めるという機能を行政側が持たないといけないという問題意識はいろんなところで現在あるんですけど、大阪府の連絡会議は機能を発揮しているというふうには思えません。消費者庁もかなりの問題意識を持ってその辺はこれからやると思いますが、府においてもその機能性を発揮した情報の連携、収集対応の連携ということを考える必要があると思います。

4つ目ですが、審議会は諮問がないと開かれないというのが通例の考え方ですけど、例えば、

年度末までもうなしではなく、きちっとこの審議会の機能を発揮して、府の消費者行政をどうするかという議論をやるべきだというふうに私は思います。事務局のほうできちっと受けとめていただきたいと思います。

○池田会長 事務局から一言。

○山本府民文化総務課長 簡単に申します。1点目でございますが、委員のご指摘も、本日、委員の先生方のいろいろご議論をいただきまして、私どもと思うところに違うところはございません。

ただ、透明性の確保ということで先ほど説明を申し上げましたが、今回公募をさせていただくのは、透明性の確保だけではなくて、専門性を高めていく、時代についていくというような要素もございます。委員のご懸念も皆様方の懸念もよくわかりますので、そのあたりを踏まえながら、その公募の方式について十分吟味をしていきたいというふうに考えております。

2つ目のATCの関係でございますけれども、これはやはり大阪府の役割をどういうふうにかこれからとらえていくのかということになろうかと思えます。現時点におきましては、市町村の相談窓口がなかなか充実をしてこなかった中で、大阪府が市町村の業務についても実務的にフォローしていかなければいけないというような状況もあったわけでございます。消費者安全法ができ、現状を踏まえながら、どういった役割が必要なのかということを考えていくべきだろうという流れの中で、大阪府としましては、引き続き、市町村のサポートやフォローは必要であり、継続してまいります。今後のあり方としては、やはり専門性を高め、市町村の皆さんのバックアップをしていくという本来の法の趣旨にのっとりた形に近づけていく努力をしないといけないと思っております。今回のATCへの移転に伴う大阪市との連携強化というのは、その手法の一つであるというふうにご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

3点目の情報集約の連携が不十分じゃないかというご指摘だと思いますが、この点につきましては、ご指摘を踏まえまして、今後取り組んでいきたいと考えています。

4点目の審議会の開催についてでございますけれども、今後の審議会の運営につきましては、会長ともご相談をさせていただきながら、開催頻度なども含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○稲垣委員 1つだけいいですか。大阪府の公募型プロポーザルの部分で、随意契約の中身を選定しますとおっしゃったんですけど、その中身の選定の基準の具体的なものは何なんですか。

○山本府民文化総務課長 契約というのは千差万別でございますので、特に定まった中身というのはございません。今、事務局で公募型プロポーザルをさせていただこうと考えている段階であり、決定されたものではございませんが、これから、いかにその実態に着目をして、効果的な事業ができるかという、その千差万別な中身を文章化していくという作業となりますので、特に定まった、こうあらなければならないという一般的な基準というのはないということでございます。

○池田会長 時間が来ましたので、この程度で意見交換を終えたいと思います。

3 閉 会

○山本府民文化総務課長 池田会長並びに委員の皆様、きょうは長時間ありがとうございました。また、惣宇利前会長におかれましては、長きにわたりありがとうございました。皆様方から本日いただきました貴重なご意見を踏まえまして、これまで以上に府消費施策の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。